

# 全国美術館会議 東日本大震災文化財レスキュー事業記録集作成要項

平成 24 年 10 月 17 日

全国美術館会議

## 1 目 的

全国美術館会議 東日本大震災 文化財レスキュー事業記録集（以下「記録集」という。）は、東日本大震災によって被害を受けた美術館・博物館等に対する文化財レスキュー事業のうち、全国美術館会議が行った活動（以下「全美文化財レスキュー」という。）の参加者及び関係者から、その活動についての様々な視点による意見や報告を広く集めて編集・記録し、ドキュメントとして残すとともに、今後の災害対策に資することを目的とする。

## 2 原稿募集の対象

- (1) 全国美術館会議の会員に所属し、全美文化財レスキューに参加した全ての館員
- (2) 全美文化財レスキューに参加した全ての民間の保存修復家
- (3) 全美文化財レスキューに参加した全ての大学のそれぞれの代表者
- (4) 全美文化財レスキューに賛助会員として参加した全ての美術品輸送業者のそれぞれの代表者
- (5) 全美文化財レスキューの対象となった全ての組織のそれぞれの代表者
- (6) 東北地方太平洋沖地震被災文化財救援委員会事務局の担当者
- (7) 全国美術館会議事務局の担当者
- (8) その他必要と認める者

## 3 作成体制及び要員

- (1) 記録集の作成は、全国美術館会議東日本大震災救援・支援対策本部（以下「対策本部」という。）に設置した「全国美術館会議 東日本大震災文化財レスキュー事業記録集分科会」（以下「記録集分科会」という。）が主体となって行う。
- (2) 記録集分科会には、幹事 1 名、副幹事 1 名を置く。
- (3) 記録集分科会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- (4) 記録集分科会に係る庶務は、全国美術館会議事務局（以下「事務局」という。）が担当する。

## 4 活動に関する経費

- (1) 記録集分科会の活動に要する経費は、全国美術館会議が行っている東日本大震災救援・支援活動のための募金、寄付金及びチャリティーオークション展の収益を充てる。
- (2) この経費の会計処理は、事務局において、他の経費と区分して適正に行う。

## 5 記録集の公開と管理

- (1) 記録集は、執筆者、全国美術館会議会員（賛助会員を含む。）、全米文化財レスキューの対象となった組織及び関係諸機関に配布する。
- (2) 記録集は、電子媒体として全国美術館会議ホームページの会員専用ページで公開する。
- (3) 上記の(1)及び(2)以外で、公開する必要性が生じた際は、執筆者、全米文化財レスキューの対象となった組織、関係諸機関の許可が得られ、かつ記録集分科会が適切と判断した場合（記録集分科会が解散した場合は、事務局とする。）に公開することとする。
- (4) 原稿募集や編集の過程で得られた情報の管理にあたっては、執筆者、全米文化財レスキューの対象となった組織、関係諸機関に配慮し、慎重を期するため、原則として部外秘とする。
- (5) 執筆者が自ら執筆したものの転載等を行う場合を除き、報告書の公開・転載等については、記録集分科会の協力により事務局が処理し、全国美術館会議会長名で承認する。

## 6 その他

本要項に記載されていない事柄について別途定める必要性が生じた場合は、対策本部がこれを策定し、東日本大震災復興対策委員会の承認を得ることとする。ただし、東日本大震災復興対策委員会が解散した場合は、理事会の承認を得ることとする。